



まもなく「会計」の説明が始まります



令和6年度  
認可保育所 集団指導  
<会計>

中野区  
保育園・幼稚園課  
認可・指導検査係

令和6年5月17日(金)  
15:00より  
Web配信



# 目次

## I 経理等通知とは

## II 会計の重点項目

- ① 計算書類は適正に作成されているか
  - ア 区分経理は適正か
- ② 経理等通知が遵守されているか
  - ア 支出内容は適正か
  - イ 各施設から本部への支出は要件を満たしているか
- ③ 経理規程に従って適正に会計管理がおこなわれているか
  - ア 現金管理      イ 契約      ウ 固定資産管理      他

(参考)

関係する主な法令 通知等の一覧

## III 誤りやすいポイントの説明

- ① 積立資産の積立について
- ② 前期末支払資金残高の取扱い (経理等通知3(1),(2))



# 目次

## I 経理等通知とは

## II 会計の重点項目

- ① 計算書類は適正に作成されているか
  - ア 区分経理は適正か
- ② 経理等通知が遵守されているか
  - ア 支出内容は適正か
  - イ 各施設から本部への支出は要件を満たしているか
- ③ 経理規程に従って適正に会計管理がおこなわれているか
  - ア 現金管理      イ 契約      ウ 固定資産管理      他

(参考)

関係する主な法令 通知等の一覧

## III 誤りやすいポイントの説明

- ① 積立資産の積立について
- ② 前期末支払資金残高の取扱い (経理等通知3(1),(2))



# I 経理等通知とは



# 経理等通知(254通知)とは？

経理等通知においては、委託費の使途範囲が定められています。

委託費は本来、定められた用途にしか使えないものですが、本通知に定められた要件を満たすことで、段階的に使途を拡大することができますようになります（弾力運用）。

そもそも、委託費の用途は3つ

- 人件費とは？

保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの

- 管理費とは？

物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費（減価償却費加算を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。）に支出されるもの

- 事業費とは？

保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるもの



# 弾力運用の第1段階

弾力運用の第1段階（次ページ）の要件をクリアすると、人件費、管理費又は事業費の各区分間の流用が行えるようになります。



- 逆に言うと、保育所において、次のスライドの①～⑦の全てが満たされていない場合には、人件費、管理費又は事業費の各区分間の流用は出来ません。



# 弾力運用の第1段階 要件

(保育・運営の充実)

- ① 児童福祉法第45条1項（中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例）の基準が遵守されていること
- ② 委託費にかかる交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
- ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。
- ⑦ その他の保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について問題となる事由がないこと。





# 弾力運用の第2段階

第2段階の要件をクリアすると、当該事業を実施する会計年度において、**処遇改善加算の基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者等が設置する保育所等を経営する事業に係る以下の経費に充てる**ことが出来るようになります。

- 保育所等の建物・設備の整備・修繕、環境の改善
- 保育所等の土地建物の賃借料
- 以上の経費に係る借入金の償還又は積立のための支出
- 保育所等を経営する事業に係る租税公課



- 第2段階の場合、要件のすべてを満たす必要はなく、「いずれか」実施する保育所が対象になります
- また、第1段階をクリアした場合のみ、第2段階が適用できることに注意が必要です。

# 弾力運用 第2段階の要件

- ① 延長保育の実施
- ② 一時預かり事業の実施
- ③ 乳児3人以上の受入れ
- ④ 地域子育て支援拠点事業の実施
- ⑤ 特別児童扶養手当の支給対象障害児の受入れ
- ⑥ 家庭支援推進保育事業の実施
- ⑦ 休日保育の実施
- ⑧ 病児保育事業の実施



- 第2段階の適用の要件は、①から⑧のいずれか1つ以上を実施することである点に留意してください。

# 弾力運用の第3段階

❖ まず、当該事業を実施する会計年度において改善基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で同一の設置者が運営する以下の経費に充てることが出来るようになります。

- ・社会福祉施設等の建物・設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得に要する経費、土地建物賃借料、およびそれらの経費に係る借入金の償還又は積立のための支出、社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課
- ・子育て支援事業を実施する施設の建物・設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得に要する経費、およびそれらの経費に係る借入金の償還又は積立のための支出（土地建物賃借料と租税公課は含まず）

❖ また、委託費の3か月分（賃金改善要件分を除く）の範囲内で同一の設置者が運営する以下の経費に充てることが出来るようになります。

- ・保育所等の建物・設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得に要する経費、土地建物賃借料、およびそれらの経費に係る借入金の償還、保育事業に係る租税公課
- ・子育て支援事業を実施する施設の建物・設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得に要する経費、およびそれらの経費に係る借入金の償還又は積立のための支出（土地建物賃借料と租税公課は含まず）



□ なお、第1,2段階をクリアした上で、第3段階が適用できることに注意が必要です。

# 弾力運用 第3段階の要件

- 
- ① 財務諸表を保育所に備え付け、閲覧に供している。
- 
- ② ア 毎年度、第三者評価加算の認定を受けている。  
または、  
イ 苦情解決の仕組みが整っている。
- 
- ③ 処遇改善等加算の賃金改善要件をキャリアパス要件も含み、いずれも満たしている。

□ 第3段階の適用には、①、②、③のすべてをクリアする必要があります。



# 第3段階に関する補足事項①

財務諸表を保育所に備え付け、閲覧に供することとは？

前年度の決算を終え、理事会等で承認された正しいものを、  
事務室や玄関等に備え付け、利用者保護者や一般の人が閲覧を希望したら、すぐに見せられるようにしておくこと

具体的にどのような書類を備え付ければよい？

<社会福祉法人>

資金収支計算書

事業区分資金収支内訳表

拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書

<社会福祉法人以外の者>

損益計算書

貸借対照表 等



# 弾力運用 第3段階の要件

- 
- ① 財務諸表を保育所に備え付け、閲覧に供している。
- 
- ② ア 毎年度、第三者評価加算の認定を受けている。  
または、  
イ 苦情解決の仕組みが整っている。
- 
- ③ 処遇改善等加算の賃金改善要件をキャリアパス要件も含み、いずれも満たしている。

□ 第3段階の適用には、①、②、③のすべてをクリアする必要があります。



## 第3段階に関する補足事項②

苦情解決の仕組みが整っているとは？

入所者等に関して苦情解決の仕組みが玄関掲示や、パンフレット配布等により周知され、第三者委員を設置し、定期的に第三者委員会を開催して迅速な対応を行うこと。また、苦情内容及び解決結果の定期的な公表については利用者のみならず、一般に対してもHP及び広報誌等の活用により行っていること。

※経理等運用通知問12も合わせてご参照ください。



# 目次

## I 経理等通知とは

## II 会計の重点項目

- ① 計算書類は適正に作成されているか
  - ア 区分経理は適正か
- ② 経理等通知が遵守されているか
  - ア 支出内容は適正か
  - イ 各施設から本部への支出は要件を満たしているか
- ③ 経理規程に従って適正に会計管理がおこなわれているか
  - ア 現金管理      イ 契約      ウ 固定資産管理      他

(参考)

関係する主な法令 通知等の一覧

## III 誤りやすいポイントの説明

- ① 積立資産の積立について
- ② 前期末支払資金残高の取扱い (経理等通知3(1),(2))





## II 会計の重点項目



# 会計の重点項目

## 1. 計算書類は適正に作成されているか

- ・ 区分経理は適正か

## 2. 経理等通知が遵守されているか

- ・ 支出内容は適正か
- ・ 各施設から本部への支出は要件を満たしているか

## 3. 経理規程に従って適正に会計管理が行われているか

- ・ 現金管理
- ・ 契約
- ・ 固定資産管理      他



# 重点項目① 計算書類は適正に作成されているか

## 区分経理は適正か

### ◆ 社会福祉法人の区分経理

社会福祉法人会計基準第10条で、計算書類に区分を設けなくてはならないと明記されている。区分経理とは、拠点ごとに、収支、債権債務、資産の状況等が個別に確認できる書類を会計基準省令に則り作成すること。

### ◆ 社会福祉法人以外の者の区分経理

第295号通知（保育所の設置認可等について）に定められている以下の書類において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

1. 貸借対照表
2. 収支計算書または損益計算書
3. 積立金・積立資産明細書
4. 借入金明細書
5. 基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書



法人種別によって詳細が異なります。  
上記は概要のため、第295通知を確認してください。

## 重点項目② 経理等通知が遵守されているか

### 支出内容は適正か

- ・ 施設の保育のために必要な支出か。
- ・ 支出の根拠、必要性が明確か。(例) 業務委託費等
- ・ 支出金額が、契約書、請求書/領収書等によって裏付けられるか。

### 各施設から本部への支出は要件を満たしているか

経理等通知、経理等運用通知などの要件を満たしているか。

- ・ 本部経費は、支出が認められる経費となっているか。
- ・ 前期末支払資金残高の要件の範囲内か。
- ・ あらかじめ東京都との事前協議または、理事会の承認手続きを得ているか。



## 重点項目③ 経理規程に従って 適正に会計管理が行われているか

各保育所での現金管理は適正に行われているか。

契約は適正に行われているか。

各保育所での固定資産管理は適正に行われているか。



# 目次

## I 経理等通知とは

## II 会計の重点項目

- ① 計算書類は適正に作成されているか
  - ア 区分経理は適正か
- ② 経理等通知が遵守されているか
  - ア 支出内容は適正か
  - イ 各施設から本部への支出は要件を満たしているか
- ③ 経理規程に従って適正に会計管理がおこなわれているか
  - ア 現金管理      イ 契約      ウ 固定資産管理      他

(参考)

関係する主な法令 通知等の一覧

## III 誤りやすいポイントの説明

- ① 積立資産の積立について
- ② 前期末支払資金残高の取扱い（経理等通知3(1),(2)）



## 関係する主な法令・通知等の一覧(その1)

略称	法令・通知等の名称
「第295号通知」	保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第295号)
「経理等通知」	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号)
「経理等取扱通知」	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて(平成27年9月3日府子本第255号・雇児発0903第1号)
「経理等運用通知」	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について(平成27年9月3日府子本第256号・雇児発0903第2号)
「省令」	社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)
「運用上の取扱い」	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日付雇児発0331第15号)
「留意事項」	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成28年3月31日付雇児総発0331第7号)



## 関係する主な法令・通知等の一覧(その2)

略称	法令・通知等の名称
「指導監査実施要綱」	「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号)
「都第3496号通知」	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に係る都内私立保育所における取扱いについて(令和2年1月19日付2福保子保第3496号)
「都第6365号通知」	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」3(2)に対する東京都の取扱いについて(平成31年4月1日付30日福保子保第6365号)
「処遇改善等加算通知」	「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和5年6月7日付けこ成保39・5文科初第591号) 子ども家庭庁生育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知
「留意事項通知」	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(令和5年5月19日付けこ成保38・5文科初第483号) 子ども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知
「条例第32号」	「中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例」(平成26年10月21日条例第32号)
「区要綱」	「中野区保育所事業扶助要綱」(2001年3月28日要綱第104号 2121年4月1日改正)





# 目次

## I 経理等通知とは

## II 会計の重点項目

- ① 計算書類は適正に作成されているか
  - ア 区分経理は適正か
- ② 経理等通知が遵守されているか
  - ア 支出内容は適正か
  - イ 各施設から本部への支出は要件を満たしているか
- ③ 経理規程に従って適正に会計管理がおこなわれているか
  - ア 現金管理      イ 契約      ウ 固定資産管理      他

(参考)

関係する主な法令 通知等の一覧

## III 誤りやすいポイントの説明

- ① 積立資産の積立について
- ② 前期末支払資金残高の取扱い (経理等通知3(1),(2))



### Ⅲ 誤りやすいポイントの説明



## ① 積立資産の積立について

- ・未収金、未払金等による積立は行えません。

今年度、中野区の検査基準には「積立資産に対応する預貯金等を保有しているか。」という項目を新たに明記しました（東京都においても同様です）。

複数拠点の積立資産を同一口座により保管している場合は、口座内の内訳も管理してください。検査日時点で、積立資産に対応する残高証明書等の提示が無い場合は、文書指摘となる場合があります。



## ② 前期末支払資金残高の取扱い (経理等通知3(1),(2))

・ 経理等通知3(1)に記載されている「取り崩す額の合計額が～(中略)～事業活動収入計(予算額)の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えない」という一文は、**3(2)**の取り崩しを行う場合には適用されません。

(例) 拠点から本部へ支出した額が事業活動収入計(予算額)の3%以下なので事前協議を行っていない場合、文書指摘となる場合があります。

・ 3(2)②、他拠点の「施設設備の整備等に要する経費」として支出を行う場合、認められるのは**拠点から拠点へ直接移す場合のみ**です。一度本部へ集約することはできません。

(※経理等運用通知問8も合わせてご参照ください)



# ご清聴、ありがとうございました

ご質問がございましたら、  
5月末日までにメールで下記担当へお送りください。

皆様からいただいたご質問については、  
後日メールにて回答をお送り致します。

子ども教育部保育園・幼稚園課 認可・指導検査係  
担当：(運営)滝澤・矢部 (保育)友廣・井関 (会計)藤森・井上  
電話：03-3228-8753 (直通)  
メールアドレス：[ninkasidoukensa0@city.tokyo-nakano.lg.jp](mailto:ninkasidoukensa0@city.tokyo-nakano.lg.jp)

